

上野原市告示第17号

上野原市ふるさと納税特産品開発事業審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

上野原市長 村上 信行

上野原市ふるさと納税特産品開発事業審査委員会設置要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、上野原市ふるさと納税特産品開発事業費補助金交付要綱（令和5年上野原市告示第18号）第7条第5項の規定により、上野原市ふるさと納税特産品開発事業審査委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、上野原市ふるさと納税特産品開発事業費補助金の適否その他必要な事項について審査し、市長に答申するものとする。

2 前項の審査は、委員会が別に定める審査項目及び審査基準により行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、市職員及び識見を有する者の中から市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に対する答申が終了した時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、上野原市副市

長、副委員長は、政策秘書課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員長を除く委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部政策秘書課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。